



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

- *668 和歌山県特定公共賃貸住宅駐車場規程 (建築住宅課)..... 1
- *669 公営住宅監理員及び和歌山県営住宅管理人規程 (昭和45年和歌山県告示第816号) の一部
改正 (")..... 1
- *670 和歌山県営住宅条例第6条第2項の規定により別に定める県営住宅の入居者資格 (")..... 3
- *671 和歌山県営住宅駐車場規程 (")..... 4

告 示

和歌山県告示第668号

和歌山県特定公共賃貸住宅駐車場規程を次のように定める。

令和3年7月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県特定公共賃貸住宅駐車場規程

(趣旨)

第1条 この規程は、和歌山県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例 (平成7年和歌山県条例第52号。以下この条において「条例」という。) 第2条第2号の共同施設として整備された駐車場 (以下「駐車場」という。) の管理について、条例第31条の規定によりその規定の例によることとされた和歌山県営住宅条例 (平成9年和歌山県条例第42号) 第6章に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(駐車場の区画数)

第2条 各特定公共賃貸住宅における駐車場の数 (以下この条において「区画数」という。) は、次の表の左欄に掲げる特定公共賃貸住宅について、それぞれ同表の右欄に掲げる区画数とする。

特定公共賃貸住宅	区画数
ニューかわなが団地	5区画
宮前駅前団地	1区画
城北団地	7区画
今福第一団地	1区画

(駐車場の管理)

第3条 駐車場の管理については、和歌山県営住宅駐車場規程 (令和3年和歌山県告示第671号) の規定の例による。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

和歌山県告示第669号

公営住宅監理員及び和歌山県営住宅管理人規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年7月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

公営住宅監理員及び和歌山県営住宅管理人規程（昭和45年和歌山県告示第816号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>公営住宅監理員規程</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、<u>和歌山県営住宅条例（平成9年和歌山県条例第42号。以下「条例」という。）第55条第1項の規定により設置する公営住宅監理員（以下「公営住宅監理員」という。）について和歌山県営住宅条例施行規則（平成9年和歌山県規則第95号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(職務)</p> <p>第3条 公営住宅監理員は、<u>県営住宅及び共同施設の管理に関し次に掲げる事務に従事する。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>家賃その他県に納付すべき金銭の滞納があるときは、これを督促すること。</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(6) <u>条例第33条第1項の規定による報告の請求又は書類の閲覧若しくはその内容の記録に関すること。</u></p> <p>(7) <u>条例第56条第1項の規定による検査又は指示に関すること。</u></p> <p>(8) <u>前各号に掲げる事務のほか県営住宅及びその環境を良好な状態に維持するため、入居者に対し必要な指導を行うこと。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>公営住宅監理員及び和歌山県営住宅管理人規程</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、<u>公営住宅法（昭和26年法律第193号）第33条の規定により設置する公営住宅監理員（以下「住宅監理員」という。）及び和歌山県営住宅条例（平成9年和歌山県条例第42号。以下「条例」という。）第55条に規定する和歌山県営住宅管理人（以下「住宅管理人」という。）の設置について必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(設置)</p> <p>第3条 <u>住宅監理員は、県土整備部都市住宅局建築住宅課及び各振興局建設部（海草振興局建設部を除く。）に置く。</u></p> <p>2 <u>住宅管理人は県営住宅の団地に置くものとし、その担当区域は別に定める。</u></p> <p>(任免等)</p> <p>第4条 <u>住宅管理人は、県営住宅管理上適当と認める者のうちから知事が任命する。</u></p> <p>2 <u>知事は、住宅管理人が次の各号の一に該当するときは、解任することができる。</u></p> <p>(1) <u>当該団地の県営住宅から退去したとき。</u></p> <p>(2) <u>疾病その他の理由により職務の遂行に支障があるとき。</u></p> <p>(3) <u>その他住宅管理人として不適当と認めたととき。</u></p> <p>3 <u>住宅管理人は、非常勤とする。</u></p> <p>(住宅監理員の職務)</p> <p>第5条 住宅監理員は、<u>県営住宅及び共同施設の管理に関し次に掲げる事務に従事する。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>家賃及び延滞金の滞納があるときは、これを督促すること。</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(6) <u>条例第33条第1項に基づく報告の請求又は書類の閲覧若しくはその内容の記録に関すること。</u></p> <p>(7) <u>条例第56条第1項に基づく検査又は指示に関すること。</u></p> <p>(8) <u>その他県営住宅及びその環境を良好な状態に維持するため、入居者に対し必要な指導を行うこと。</u></p> <p>(住宅管理人の職務)</p> <p>第6条 <u>住宅管理人は、住宅監理員の補助として次に掲げる業務を行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>県営住宅の入居及び退去並びに知事の承認を得て行う用途変更、模様替え、増改築等についてこれを確認すること。</u></p> <p>(2) <u>県営住宅及び共同施設について修繕の必要が生じたときは、その状況を住宅監理員に報告すること。ただし、条例第20条の規定によ</u></p>

り、入居者がその費用を負担する修繕については、この限りでない。

(3) 入居者から知事に提出する申請又は届出に関する書類を受け、これを速やかに住宅監理員に提出すること。

(4) 前各号のほか、住宅監理員が指示する事項について、入居者との連絡及び指導等を行うこと。

(報告の義務)

第7条 住宅管理人は、次の事実があると認めるときは、直ちにその状況を住宅監理員に報告しなければならない。

(1) 不正の行為により入居した者又はしようとする者があるとき。

(2) 県営住宅に、入居した際の同居人以外の者を無断で同居させ、若しくは他の者に貸し、又は入居の権利を他に譲渡しようとする者があるとき。

(3) 承認を受けずに県営住宅を住宅以外の用途に使用し、又は模様替えをし、若しくは増改築をした者又はしようとする者があるとき。

(4) 正当な理由によらないで、引き続き15日以上当該県営住宅を使用しない者があるとき。

(5) 県営住宅又は共同施設が滅失し、又は入居者の故意若しくは過失により損傷したとき。

(6) その他県営住宅の保全又は入居者の保安上著しく支障があると認められる事実を発見したとき。

(秘密を守る義務)

第8条 住宅管理人は、職務上知り得た秘密を他へ漏らしてはならない。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

和歌山県告示第670号

和歌山県営住宅条例（平成9年和歌山県条例第42号。以下「条例」という。）第6条第2項の規定に基づき、同項において別に定めることとされた和歌山県営住宅条例施行規則（平成9年和歌山県規則第95号）第1条の5第1号に定める県営住宅の入居者資格を次のように定める。

令和3年7月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 高齢者向けの県営住宅の入居者資格を有する者は、条例第6条第1項第2号から第5号までに掲げるいずれの条件も具備し、かつ、次の各号に掲げるいずれかの条件を具備する者とする。

(1) 60歳以上の単身者

(2) 全ての世帯員が60歳以上の者からなる世帯に属する者

(3) 夫婦のみの世帯に属する者であって、当該夫婦のいずれか一方が60歳以上である者

(4) 60歳以上の者及び18歳未満の同居の親族からなる世帯の世帯主

(5) 60歳以上の者及び身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（これらに相当する者を含む。）からなる世帯の世帯主

2 高齢者世話付住宅（高齢者向けの県営住宅であって、必要に応じて、生活指導、生活相談、安否の確認、一時的な家事援助、緊急時対応その他の日常生活上の世話を受けることができるものをいう。）の入居者資格を有する者は、条例第6条第1項第2号から第5号までに掲げるいずれの条件も具備し、かつ、次の各号に掲げるいずれかの条件を具備する者とする。

- (1) 60歳以上の単身者
 - (2) 全ての世帯員が60歳以上の者からなる世帯に属する者
 - (3) 夫婦のみの世帯に属する者であって、当該夫婦のいずれか一方が60歳以上である者
- 3 視覚障害者向けの県営住宅の入居者資格を有する者は、条例第6条第1項第2号から第5号までに掲げるいずれの条件も具備し、かつ、次の各号に掲げるいずれかの条件を具備する者とする。
- (1) 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5（以下「等級表」という。）に規定する視覚障害の第1級から第4級までのいずれかに該当する程度の障害を有する者
 - (2) 等級表に規定する視覚障害に相当する障害を有し、その障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症の項（以下「恩給等級」という。）に該当するものと判定されている者
- 4 聴覚障害者向けの県営住宅の入居者資格を有する者は、条例第6条第1項第2号から第5号までに掲げるいずれの条件も具備し、かつ、次の各号に掲げるいずれかの条件を具備する者とする。
- (1) 等級表に規定する聴覚障害の第2級から第4級までのいずれかに該当する程度の障害を有する者
 - (2) 等級表に規定する聴覚障害に相当する障害を有し、その障害の程度が恩給等級に該当するものと判定されている者
- 5 肢体不自由者向けの県営住宅の入居者資格を有する者は、条例第6条第1項第2号から第5号までに掲げるいずれの条件も具備し、かつ、次の各号に掲げるいずれかの条件を具備する者とする。
- (1) 等級表に規定する肢体不自由の第1級から第4級までのいずれかに該当する程度の障害を有する者
 - (2) 等級表に規定する肢体不自由に相当する障害を有し、その障害の程度が恩給等級に該当するものと判定されている者

和歌山県告示第671号

和歌山県営住宅駐車場規程を次のように定める。

令和3年7月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県営住宅駐車場規程

(趣旨)

第1条 この規程は、和歌山県営住宅条例（平成9年和歌山県条例第42号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する共同施設として整備された駐車場（以下「駐車場」という。）の管理について、条例第6章に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、条例及び和歌山県営住宅条例施行規則（平成9年和歌山県規則第95号）に定めるもののほか次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 駐車場の区画 駐車場において自動車を駐車する場所として区画線等により表示された区画をいう。
- (2) 自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（二輪のものを除く。）をいう。
- (3) 駐車場使用申込み 条例第49条に規定する駐車場の使用の申込みをいう。
- (4) 使用者決定 条例第50条第1項の規定による駐車場の使用者の決定をいう。
- (5) 介護等 入居者又は同居者に対する介護その他日常生活上の援助をいう。

(駐車場の区画等)

第3条 駐車場の区画は、1区画当たり長さ500センチメートル、幅250センチメートルを標準とする。

2 1区画当たりの駐車場の区画の長さ又は幅を超える自動車は、駐車場に駐車することができない。

3 この規程に特段の定めがある場合を除くほか、駐車場に駐車することができる自動車の台数は、駐車場の区画1区画当たり1台までとする。

4 知事は、駐車場の区画に番号（以下「区画番号」という。）を付すものとする。ただし、専ら駐車場の管理のために使用する区画その他使用者決定を行わない区画を除く。

5 各県営住宅における駐車場の区画の数（以下「区画数」という。）は、別表左欄に掲げる県営住宅について、それぞれ同表右欄に掲げる区画数とする。

（区画の割当て）

第4条 知事は、使用者決定を行った後、駐車場の使用者に対し、その者の居住する県営住宅に付された住宅番号ごとに区画番号の割当て（以下「区画の割当て」という。）を行うものとする。

2 知事は、前項の区画の割当てを行ったときは、その旨を当該区画の割当てを受けた駐車場の使用者に通知するものとする。

（募集前の区画の割当て）

第5条 前条の規定にかかわらず、知事は、駐車場を使用しようとする者に対して、その者が駐車場使用申込みを行う前に、あらかじめ、次に掲げるいずれかの方法により、区画の割当てをすることができる。

- (1) 抽選
- (2) 入居者団体による調整
- (3) 入居者の身体その他の状況を考慮した知事による調整

（2区画目の割当て）

第6条 知事は、次の各号に掲げる条件の全てに該当すると認められた場合は、既に1区画を割り当てられている者に対し、別の1区画の割当て（次項において「2区画目の割当て」という。）をすることができる。

- (1) 駐車場の使用を希望する全ての入居者1名につき1区画を既に割当てられていること。
- (2) 使用されていない区画数が相当数あること。

2 前項に定めるもののほか、2台目の区画の割当てについては、前条の規定を準用する。

（別に定める使用者資格）

第7条 条例第48条第2項の知事が別に定める駐車場を利用しようとする者の資格（以下「介護等の使用者資格」という。）は、次に掲げる者であって、介護等を行うものであることとする。

- (1) 親族
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条に規定する障害福祉サービス又は介護保険の保険給付の対象となる介護等を業とする者
- (3) 前2号に準ずる者として知事が認める者

（募集）

第8条 知事は、使用者決定に当たっては、駐車場を使用しようとする者を募集するものとする。

（申込み）

第9条 駐車場使用申込みは、県営住宅駐車場使用申込書（別記第1号様式）に、次の各号に掲げる駐車場使用申込みについて、それぞれ当該各号に定める書類を添付して知事に提出するものとする。

- (1) 介護等の使用者資格を有する者の使用に係る駐車場使用申込み 誓約書（別記第2号様式）
- (2) 駐車場使用申込みを行った者が自動車検査証の所有者及び使用者のいずれにも該当しない自動車に係る駐車場使用申込み 証明書（別記第3号様式）。ただし、当該証明書を提出し難いと認められる特別の事情があるときは、この限りでない。
- (3) 前2号以外の駐車場使用申込み 使用する自動車の自動車検査証の写し。ただし、自動車検査証の写しを添付できない特別の事情があるときは、県営住宅駐車場使用申込書に自動車検査証の写しの提出予定日を記載することをもって、自動車検査証の写しの添付に代えることができる。

2 駐車場使用申込みは、県営住宅の入居者が入居する県営住宅1戸につき1区画とし、1区画当たり自動車1台までとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定めるところにより駐車場使用申込みをすることができる。

- (1) 第6条第1項に該当する場合 1戸につき2区画まで（各々の区画については1区画当たり1台まで）

(2) 介護等の使用者資格を有する者が駐車場を使用しようとする場合 1戸につき1区画まで (当該区画については1区画当たり知事が必要と認める自動車の台数まで)

(使用者の選考方法)

第10条 条例第50条第1項後段の駐車場の使用者の選考方法は、抽選によるものとし、当該抽選により使用順位を定め、当該使用順位に従い、駐車場の使用者を決定するものとする。

(使用者決定)

第11条 知事は、条例第48条第1項に規定する使用者資格又は介護等の使用者資格を有する者であつて、第9条の規定に適合する駐車場使用申込みをしたものに対して使用者決定をするものとする。ただし、次の各号に掲げる場合に該当するときを除く。

(1) 第5条の規定による区画の割当てが行われている場合であつて、その区画の割当てと異なる区画の駐車場使用申込みをした場合

(2) 前条の抽選の結果、駐車場の使用者に決定されなかった場合

2 条例第50条第3項の規定により、使用者決定に際して付す条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 使用者決定に係る自動車以外の自動車を駐車しないこと。

(2) 駐車場内における自動車の盗難、損害等の事故又は人身事故により使用者が損害を受けることがあつても、県は、その責を負わないこと。

(3) 駐車場の使用について必要な注意を払い、これを正常な状態において維持しなければならないこと。

(4) 使用者の責めに帰すべき事由により当該駐車場が滅失し、又は毀損したときは、これを原形に復し、又はその費用を賠償しなければならないこと。

(5) 周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼしてはならないこと。

(6) 駐車場の区画を他の者に貸し、又はその使用の権利を他の者に譲渡してはならないこと。

(7) 駐車場の区画を駐車場以外の用途に使用してはならないこと。

(8) 駐車場の区画の形質を変更してはならないこと。

(9) 前各号のほか知事が必要と認めること。

3 条例第50条第4項の通知は、県営住宅駐車場使用者決定通知書 (別記第4号様式) により行うものとする。

(有効期間)

第12条 使用者決定に係る有効期間は、次の各号に掲げる使用者決定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

(1) 区画数が住宅番号の数に満たない県営住宅における使用者決定 3年を超えない範囲内で知事が適当と認める期間

(2) 2台目の区画に係る使用者決定 3年を超えない範囲内で知事が適当と認める期間

(3) 前2号に掲げる使用者決定以外のもの 知事が適当と認める期間

2 使用者決定は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日をもって、その効力を失う。

(1) 条例第38条第1項の規定による届出があつた場合 当該届出に係る明渡しの日

(2) 入居者又は同居者でなくなった場合 (前号の届出があつた場合を除く。次号において同じ。) 退去の日

(3) 自動車の使用の権原を喪失した場合 (介護等の使用者資格のある者が使用している場合を除く。) 当該使用の権原を喪失した日

(4) 県営住宅又は駐車場の明渡請求を受けた場合 当該明渡請求の通知を受けた日

3 2台目の区画に係る使用者決定は、第1項第2号の規定にかかわらず、当該使用者決定に係る区画番号について他の者に対する1台目の区画に係る使用者決定があつた場合は、当該区画の当該使用者の決定に係る使用開始日の前日をもって、その効力を失う。

(使用者決定の変更の申出)

第13条 使用者は、知事に対し、使用者決定に係る区画番号の変更の承認を申し出ることができる。

- 2 前項に規定する申出（以下この条において「変更承認申出」という。）は、県営住宅駐車場区画番号変更承認申出書（別記第5号様式）を知事に提出して行わなければならない。
- 3 知事は、使用者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったことその他使用者の心身の状況からみて区画番号を変更することが適切であると認めるときは、変更承認申出に係る使用者決定の区画番号の変更を承認するものとする。
- 4 知事は、必要に応じて、駐車場の使用者若しくはその関係者に質問をし、又は書類の提出を求めることができる。

(使用者決定の変更の届出)

第14条 駐車場の使用者（その委任を受けた者を含む。以下この条において同じ。）は、使用者決定のうち、次の各号に掲げるいずれかの事項に変更があったときは、県営住宅駐車場使用者決定変更届出書（別記第6号様式）を知事に届け出なければならない。

- (1) 駐車場の使用者の氏名
 - (2) 駐車場の使用者の電話番号
 - (3) 駐車場に駐車する自動車
 - (4) ナンバープレート（道路運送車両法第11条の自動車登録番号標又は同法第73条の車両番号標をいう。次項において同じ。）
 - (5) 駐車場に駐車する自動車の所有者
 - (6) 誓約書に記載している事項
- 2 前項の県営住宅駐車場使用者決定変更届出書には、次の各号に掲げる事項に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。
- (1) 駐車場の使用者の氏名 氏名の変更があったことを証明する書類
 - (2) 駐車場に駐車する自動車、ナンバープレート又は駐車場に駐車する自動車の所有者 変更後の自動車検査証の写し。ただし、駐車場に駐車する自動車に係るものに限り、自動車検査証の写しを提出することができない場合は、県営住宅駐車場使用者決定変更届出書に、自動車の車体番号、長さ及び幅を記載することとし、自動車検査証の交付を受けた後、遅滞なく、その写しを提出しなければならない。
 - (3) 誓約書に記載している事項 変更後の誓約書

(一時不使用の届出)

第15条 条例第53条の規定により読み替えて準用する条例第23条に規定する届出は、県営住宅駐車場一時不使用届出書（別記第7号様式）を知事に提出して行わなければならない。

(明渡しの届出)

第16条 条例第53条の規定により読み替えて準用する条例第38条第1項に規定する届出は、県営住宅駐車場明渡し届出書（別記第8号様式）を知事に提出して行わなければならない。

(明渡請求)

- 第17条 知事は、条例第52条第1項1号の不正の行為があったと認めるときは、遅滞なく同項本文の規定による請求（以下「明渡請求」という。）をするものとする。この場合において、当該不正の行為を行った者は、当該不正の行為により生じた損害を県に賠償しなければならない。
- 2 知事は、条例第52条第1項第2号に規定する駐車場の使用料に係る滞納が認められたときは、遅滞なく督促を行い、その督促にも関わらず、なお滞納が継続するときは、明渡請求をするものとする。
 - 3 知事は、条例第52条第1項第3号又は第5号の規定に該当する事実が認められたときは、当該事実の是正を求める通知を行い、なお是正されないときは、明渡請求をするものとする。
 - 4 知事は、条例第52条第1項第4号に該当する事実が認められたときは、遅滞なく明渡請求をするものと

する。

第18条 明渡請求は、県営住宅駐車場明渡請求書（別記第9号様式）により行うものとする。

2 前条第2項の督促は、県営住宅駐車場使用料最終督促状（別記第10号様式）により行うものとする。

3 前条第3項の通知は、県営住宅駐車場最終是正通知書（別記第11号様式）により行うものとする。

（標準処理期間）

第19条 第11条第3項に規定する通知書の交付に係る和歌山県行政手続条例（平成7年和歌山県条例第52号）第6条の通常要すべき標準的な期間は、1週間とする。ただし、条例第50条第1項後段に該当する場合は、この限りでない。

（定期の巡回）

第20条 県の機関（日高振興局建設部、西牟婁振興局建設部、東牟婁振興局串本建設部及び東牟婁振興局新宮建設部をいう。）に属する公営住宅監理員その他県営住宅の管理に携わる者は、定期的に駐車場の巡回をし、駐車場の使用者に対し、必要な指導を行うものとする。

（管理の代行）

第21条 条例第57条第1項の規定により市町村又は和歌山県住宅供給公社が駐車場の管理を行う場合において、第3条から第17条までの規定中「知事」とあるのは「市町村の長又は和歌山県住宅供給公社の理事長」と、前条中「県の機関（日高振興局建設部、西牟婁振興局建設部、東牟婁振興局串本建設部及び東牟婁振興局新宮建設部をいう。）」とあるのは、「市町村又は和歌山県住宅供給公社」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日（次項において「公布日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この告示の規定は、知事が公布日以後に受理した駐車場使用申込みに係る使用者決定から適用し、知事が同日前に受理した駐車場使用申込みに係る使用者決定については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

県営住宅	区画数
県営住宅城北団地	26区画
県営住宅西浜団地	39区画
県営住宅今福第一団地	21区画
県営住宅今福第二団地	174区画
県営住宅紀伊団地	130区画
県営住宅川永団地	251区画
県営住宅千旦団地	227区画
県営住宅栄谷団地	249区画
県営住宅千旦第二団地	90区画
県営住宅延時団地	110区画
県営住宅西脇グリーン団地	314区画
県営住宅三葛団地	110区画

県営住宅東松江団地	111区画
県営住宅楠見団地	146区画
県営住宅雄湊団地	24区画
県営住宅ニューかわなが団地	192区画
県営住宅宮前駅前団地	39区画
県営住宅海南あっそ団地	52区画
県営住宅海南駅前団地	20区画
県営住宅野団地	48区画
県営住宅みゆきつじ団地	24区画
県営住宅糸我団地	59区画
県営住宅宮原団地	24区画
県営住宅港団地	70区画
県営住宅藤田団地	50区画
県営住宅新万団地	76区画
県営住宅文里団地	32区画
県営住宅内之浦団地	88区画
県営住宅西跡之浦団地	52区画
県営住宅中芳養団地	48区画
県営住宅栗栖川団地	24区画
県営住宅鮎川団地	30区画
県営住宅鮎川第二団地	47区画
県営住宅丸山団地	72区画
県営住宅佐野団地	48区画
県営住宅長山団地	208区画
県営住宅鴨沼団地	130区画
県営住宅野上団地	24区画
県営住宅小畑団地	8区画
県営住宅青木団地	48区画
県営住宅御殿場団地	40区画
県営住宅糸野団地	24区画
県営住宅吉原団地	31区画

県営住宅阪田団地	48区画
県営住宅椿団地	30区画
県営住宅日置団地	52区画
県営住宅丹田台団地	96区画
県営住宅岡団地	30区画
県営住宅すさみ団地	24区画
県営住宅宇久井団地	56区画
県営住宅平見団地	80区画
県営住宅出雲団地	32区画

注

- 1 県営住宅ニューかわなが団地及び県営住宅宮前駅前団地の区画数には、条例第2条第2号に規定する準特定優良賃貸住宅に係るものを含む。
- 2 和歌山県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例（平成7年和歌山県条例第45号）第3条の規定により特定公共賃貸住宅が同一団地内に設置されている県営住宅城北団地、県営住宅今福第一団地、県営住宅ニューかわなが団地及び県営住宅宮前駅前団地においては、特定公共賃貸住宅の区画数が不足した場合に限り、当該特定公共賃貸住宅の入居者が県営住宅の駐車場を使用することができる。

別記第1号様式 (第9条関係)

県営住宅駐車場使用申込書

年 月 日

様

(団地名) 県営住宅 [] 団地

[] 号棟 [] 階 [] 号室

(入居者又は同居者氏名) []

(電話番号) []

県営住宅の駐車場を使用したいので、和歌山県営住宅条例 (平成9年和歌山県条例第42号) 第49条の規定により下記のとおり申し込みます。

記

1 1区画目・2区画目の別 (当てはまるものにチェックを付けてください。)

① 1区画目 ② 2区画目

2 区画番号 [] 番

3 使用の形態 (当てはまるものにチェックを付けてください。)

① 自家用車 ② 介護等 ③ その他

4 使用希望期間 [] から [] まで

5 使用に係る自動車のナンバープレートの番号 (介護等による使用の場合は、記載不要です。)

[] [] [] [] []

自動車検査証の写しを添付できない場合の提出予定日 [] 年 [] 月 [] 日

6 自動車の大きさ (介護等による使用の場合は、記載不要です。)

幅 [] センチメートル 長さ [] センチメートル

添付書類 自動車検査証の写し

備考

- 1 太線枠内を記載してください。
- 2 介護等による使用の場合は、駐車する方の誓約書 (別記第2号様式) を添付してください。
- 3 申込みをした方が、自動車検査証の所有者及び使用者のいずれにも該当しない場合は、3は③にチェックし、証明書 (別記第3号様式) を添付してください。
- 4 自動車検査証の写しが添付できない場合は、上記5の提出予定日に提出予定日を記載し、その日までに必ず自動車検査証の写しを提出してください。
なお、提出予定日から相当の期間が経過した上に、県からの指示にも応じていただけない場合は、使用者決定を取り消すことがあります。
- 5 2区画目の使用の期間中、その区画について、別の者に対する1区画目の使用者決定があった場合は、その区画を明け渡していただくことになります。

別記第2号様式 (第9条関係)

誓約書

年 月 日

様

(住 所)

〒

(氏 名)

(電話番号)

下記のとおり県営住宅の駐車場を使用するに当たり、和歌山県営住宅条例 (平成9年和歌山県条例第42号) その他県営住宅の駐車場に関する規程を順守することを誓約します。

記

1 区画

県営住宅 団地 番

2 使用に係る入居者又は同居者の住宅番号

号棟 階 号室

3 使用に係る入居者又は同居者との関係 (当てはまるものにチェックを付けてください。)

① 親族 ② 事業者

③ ①又は②に準ずる者 ()

4 使用に係る自動車のナンバープレート等

ナンバープレート	運転者の氏名 (上段) 及び 携帯電話番号 (下段)	自動車の幅 (c m)	自動車の長さ (c m)
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

備考

- 太線枠内を記入してください。
- 介護事業者その他の団体である場合の住所、氏名及び電話番号は、それぞれ次のとおり記入してください。
 - 住所 事業所の所在地
 - 氏名 事業所の責任者職氏名
 - 電話番号 事業所の電話番号
- 上記3の③の場合のみ入居者又は同居者との関係を () に記入してください。
- 上記4は、実際に駐車場に駐車する予定の全ての自動車のナンバープレート等を自動車検査証を参照の上、記載してください。また、運転者の氏名についても、実際に運転される方の氏名を記載してください。
- 上記4の行数が不足する場合は、適宜足してください。

別記第4号様式 (第11条関係)

(表)

〒 _____ 第 _____ 号
 (住所) _____ 年 _____ 月 _____ 日
 県営住宅 _____ 団地 _____ 号棟 _____ 階 _____ 号室
 _____ 様

和歌山県知事

(市町村長
 和歌山県住宅供給公社理事長)

県営住宅駐車場使用者決定通知書

_____年 _____月 _____日付け申込みのあった県営住宅の駐車場の使用について、和歌山県営住宅条例 (平成9年和歌山県条例第42号) 第50条第1項の規定により、あなたを下記のとおり駐車場の使用者と決定したので、同条第4項の規定により通知します。

記

- 1 区画番号 _____ 番
- 2 駐車場の利用形態 _____ 区画目の _____
- 3 使用に係る自動車 (介護等による使用の場合は、当該使用に係る自動車を駐車する者の氏名及び関係)

ナンバープレート	運転者の氏名又は名称	関係

※ 自動車検査証の名義変更等のため、申込時に自動車検査証の写しを添付できなかった場合のナンバープレートの欄は、空欄とします。

- 4 使用料の月額 _____ 月 _____ 円
- 5 有効期間の始期 (使用開始日) _____ 年 _____ 月 _____ 日
- 6 有効期間の終期 _____
- 7 条件 裏面のとおり

(教示)

1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、和歌山県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に和歌山県を被告として (訴訟において和歌山県を代表する者は、和歌山県知事となります。) 処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(裏)

- 1 この使用者決定は、その終期に関わらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める日にその効力を失います。
 - (1) 県営住宅を明け渡すとき 県営住宅を明け渡す日
 - (2) 県営住宅の入居者又は同居者でなくなったとき (前号を除きます。) 退去の日
 - (3) 自動車の所有者又は使用者でなくなったとき 所有者又は使用者でなくなった日
 - (4) 明渡請求を受けたとき その請求を受けた日
- 2 2台目の区画に係る使用者決定は、別の者に対するその区画に係る1台目の区画に係る使用者決定があったときにその効力を失います。
- 3 使用料は、県の発行する納入通知書又は口座振替の方法により毎月末日 (その日が金融機関の休業日であるときは、翌営業日) までに納入してください。

なお、使用料は、有効期間中に、増額されることがあります。
- 4 駐車場内における自動車の盗難、損害等の事故又は人身事故により使用者が損害を受けることがあっても、県は、その責を負いません。
- 5 駐車場の使用について必要な注意を払い、これを正常な状態において維持しなければなりません。
- 6 使用者の責めに帰すべき事由によって、駐車場又はその付帯する設備を滅失し、又は毀損したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければなりません。
- 7 使用者は、次に掲げる行為をしてはいけません。
 - (1) 引火性又は発火性を有する物品その他使用の支障となる物品を持ち込むことその他周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼすこと。
 - (2) 区画を他の者に貸し、又はその使用の権利を他の者に譲渡すること。
 - (3) 区画を使用者決定に係る自動車 (介護等使用の場合は、誓約書記載のもの。以下同じ。) の駐車以外の用途に使用すること。
 - (4) 区画に工作物を設置することその他区画の形質を変更すること。
- 8 使用者は、区画番号の変更をしようとするときは、申し出なければなりません。
- 9 使用者は、次に掲げるときには、届出をしなければなりません。
 - (1) 使用者決定の内容 (区画番号を除きます。) に変更があったとき
 - (2) 15日以上駐車場を使用しない見込みとなったとき
 - (3) 使用を終了しようとするとき
- 10 駐車場使用申込みの際に、自動車検査証の写しを提出していない者は、提出予定日までに提出すること。
- 11 次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、駐車場を明け渡さなければなりません。
 - (1) 不正の行為により使用者決定を受けたとき。
 - (2) 家賃又は駐車場の使用料を3月以上滞納したとき。
 - (3) 正当な理由によらないで15日以上駐車場を使用しないとき。
 - (4) 駐車場又はその付帯する施設を故意に毀損したとき。
 - (5) この条件に違反したときその他駐車場の管理上必要があると認めるとき。

別記第7号様式 (第15条関係)

県営住宅駐車場一時不使用届出書

年 月 日

様

(団地名) 県営住宅 [] 団地

[] 号棟 [] 階 [] 号室

(使用者氏名) []

(電話番号) []

下記のとおり駐車場を引き続き15日以上使用しないので、和歌山県営住宅条例（平成9年和歌山県条例第42号）第53条の規定により準用する同条例第23条の規定により届け出ます。

記

1 区画番号

[] 番

2 一時不使用の期間

[] 年 [] 月 [] 日から [] 年 [] 月 [] 日まで

3 一時不使用の理由

[]

4 一時不使用の間の連絡先

[]

備考

- 1 太線枠内を記入してください。
- 2 上記2の一時不使用の期間は、おおよその期間で差し支えありません。
- 3 上記3の一時不使用の理由は、簡潔に記入してください（例 入院のため）。
- 4 上記4の一時不使用の間の連絡先は、氏名及び日中連絡がとれる電話番号を記入してください。

別記第8号様式 (第16条関係)

県営住宅駐車場明渡し届出書

年 月 日

様

(団地名) 県営住宅 団地

号棟 階 号室

(使用者氏名)

(電話番号)

下記のとおり駐車場を明け渡しますので、和歌山県営住宅条例（平成9年和歌山県条例第42号）第53条の規定により準用する同条例第38条第1項の規定により届け出ます。

記

区画番号	<input type="text"/> 番
明渡年月日	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日

※検査日	年 月 日	検査者職氏名
検査内容		

備考

- 1 太線枠内を記入してください。
- 2 ※欄は記入しないでください。

別記第9号様式 (第18条関係)

第 号

県営住宅 団地
号棟 階 号室
(氏 名)

県営住宅駐車場明渡請求書

和歌山県営住宅条例 (平成9年和歌山県条例第42号) 第52条第1項第 号に規定する事項に該当したため、同項 (同条例第57条第2項) の規定により、下記のとおり明渡しを請求します。

年 月 日

和歌山県知事

市町村長

和歌山県住宅供給公社理事長

記

1 明渡しを請求する対象の区画

県営住宅 団地駐車場 番区画

2 1の所在地

3 明渡期日 年 月 日

別記第10号様式 (第18条関係)

	第 号 年 月 日
県営住宅 団地 号棟 階 号室 様	
和歌山県知事 (市町村長 和歌山県住宅供給公社理事長)	
県営住宅駐車場使用料最終督促状	
年 月 日現在、あなたは下記1のとおり駐車場の使用料を滞納していますので、下記2の期日までにその全額を納入してください。ただし、同期日までに全額の納入が困難である場合は、この督促状を持参の上、下記3の担当部署に来庁してください。	
下記2の期日までに駐車場の使用料の全額の納入がなく、かつ、来庁されないときは、和歌山県営住宅条例 (平成9年和歌山県条例第42号) 第52条第1項第2号の規定に該当するため、明渡請求を行うこととなります。	
なお、本状の到達前に納入済みの場合は、行き違いですのでご了承ください。	
記	
1 滞納額	金 円 年 月 から 年 月分まで 月分
2 納付期日	年 月 日
3 担当部署	(住所) (県の機関 (市町村、和歌山県住宅供給公社)) (電話番号) 担当

別記第11号様式 (第18条関係)

	第 号
	年 月 日
県営住宅 団地 号棟 階 号室 様	
和歌山県知事 (市町村長 和歌山県住宅供給公社理事長)	
県営住宅駐車場最終是正通知書 年 月 日現在、あなたは下記1のとおり、和歌山県営住宅条例 (平成9年和歌山県条例第42号。以下「条例」という。) 第52条第1項第3号 (第5号) の規定に該当していますので、下記2の期日までに是正してください。ただし、同期日までに是正することが困難である場合は、下記3の担当部署に来庁してください。 下記2の期日までに是正を確認することができず、かつ、来庁されないときは、明渡請求を行うこととなります。 なお、この通知書の到達前に是正済みの場合は、行き違いですのでご了承ください。	
記	
1 該当事実及び該当条項	条例第52条第1項第 号該当
2 是正期日	年 月 日
3 担当部署	(住所) (県の機関 (市町村、和歌山県住宅供給公社)) (電話番号) 担当